リスクマネジメント/コンプライアンス

リスクマネジメント体制

JFEグループは、事業を取り巻くあらゆるリスクの予防と、万一、緊急事態が起こった際にも事業を継続していけるよう、リスクマネジメントに取り組んでいます。

例えばJFEスチールでは、2006年度から「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社活動として各部門での重要リスクの洗い出しとリスク評価、対応策の検討を行い、その実行状況を管理しています。

コンプライアンスについて

JFEグループでは、CSRの基礎をなす「コンプライアンス（法令遵守）」を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスの精神を全従業員が十分に理解し実践していくための諸施策を実施しています。

コンプライアンス意識向上への取り組み

「企業倫理ホットライン」の運用

JFEグループは、コンプライアンスにかかわる重要情報が現場から経営トップに迅速かつ正確に伝わるよう「企業倫理ホットライン」を設置しています。ホットラインの運用にあたっては、通報・相談者の保護に関する規程・ルールを定めています。

コンプライアンスガイドブックの活用

JFEグループは、コンプライアンスにかかわる取り組み強化の一環として、「コンプライアンスガイドブック」を作成し、役員・社員に配付・周知しています。2006年6月に初版を発行して以降、2007年と2009年に追補版を発行しました。

このガイドブックは、法令や社内ルールを守り、社会常識に則って行動するための具体的な基準を、100以上のケーススタディ形式で平易に解説したものです。

コンプライアンス研修の実施

JFEグループは、コンプライアンスの徹底を図るため、独占禁止法、インサイダー取引防止、安全保障貿易管理、建設業法などのテーマ別にコンプライアンス研修を実施しています。

「ルール周知活動」の実施

JFEスチールは、毎年10月を「法令遵守強化月間」として、各職場で守るべきルールとは何かを考え、そのルールを知り、目的・意味を理解する「ルール周知活動」を実施しています。

コンプライアンスガイドブック配布冊数（2009追補版）
約6万8,000冊

企業倫理ホットライン利用件数2009年度
35件

独占禁止法にかかわるご報告

JFEエンジニアリングは、1998年に立ち入りのあったごみ焼却施設工事に関し、2006年に公正取引委員会が下した審決の取り消しを求める訴訟を提起していましたが、2009年10月最高裁判所が同社の上告を棄却したため、公取委の排除措置命令に従っています。

また、JFEスチール、JFEエンジニアリングは、過去に独占禁止法に違反したことを反省し、独禁法違反根絶に向け徹底した再発防止策を継続しています。また、それぞれのグループ会社も独禁法違反防止策を実施しています。

両社の主な取り組み

- 経営トップによる決意表明
- 独禁法の知識習得と独禁法違反が会社や個人に与える影響の大きさを理解させるための具体的事例に基づいた独禁法研修
- 就業規則を改定し懲戒事由に独禁法違反を明示
- 同業他社との接触に関するルールの厳格化